

第12回大会の総括

2014年3月8日

運営委員会

森下哲朗

1. コンペティションの目的

- ・社会における交渉・仲裁の重要性と、その更なる高まり
- ・国際化と諸外国における交渉・仲裁についての実践的教育
 - ⇒ 交渉・仲裁等について優れた能力を有する人材の育成の必要性
 - ⇒ 学習のインセンティブの提供、教室の授業では得ることのできない「何か」を得る機会

2. 第12回大会の概要

第11回大会

- (1) 日時 平成25年11月30日(土)、12月1日(日)
- (2) 会場 上智大学
- (3) 後援 住友グループ広報委員会、レクシスネクシス・ジャパン株式会社、Chartered Institute of Arbitrators, Japan Chapter, 社団法人日本仲裁人協会、上智大学、外務省
- (4) 参加校 16校より232名が参加
- (5) 優勝: 東京大学、2位: 名古屋大学、3位: 九州大学、4位: 中央大学、5位: 上智大学
- (6) 交渉国際大会への派遣: 立命館大学
- (7) DVD、法学教室3月号

3. 第12回大会のプログラム

<11月30日>

- 12:00 開会式
講演:ラムザイヤー教授(ハーバード大)
- 13:00 ラウンドA(仲裁)
- 17:00 ラウンドA終了
- 18:00 懇親会

<12月1日>

- 9:30 ラウンドB(交渉)
- 13:30 昼食・ティータイム
- 15:30 閉会式

3. 第12回大会のプログラム

Day1 ラウンドA／仲裁(約4時間)

- ・第一事件:ブルー社側冒頭陳述
- ・第一事件:レッド社側冒頭陳述
- ・第一事件:審理(85分)
- ・第二事件:レッド社側冒頭陳述
- ・第二事件:ブルー社側冒頭陳述
- ・第二事件:審理(60分)
- ・レッド社、ブルー社からの最終弁論
- ・仲裁人からの講評

Day2 ラウンドB／交渉(約4時間)

- ・審査員宛方針説明
- ・交渉(135分)
- ・自己評価準備
- ・自己評価①(ブルー社)
- ・自己評価②(レッド社)
- ・審査員講評

4. 問題

<ラウンドA>

旅行事件

海外旅行代理店(ブルー)と地上手配業者(レッド)との間の紛争

ホテル事件

ホテルのオーナー(レッド)と管理会社(ブルー)との間の紛争

<ラウンドB>

今後のホテルの経営に関する交渉

リゾート開発案件に関する交渉

5. 審査

＜審査員団＞ 1対戦を3名で審査。仲裁では仲裁人を兼ねる。3名のうち1名はOB・OGも。

(カッコ内は昨年)

・企業・公官庁その他	23名(25名)
・裁判官	8名(7名)
・弁護士(外国法弁護士を含む)	24名(28名)
・大学教員	20名(21名)
・OB・OG	28名(27名)
合計	103名(108名)

5. 審査

＜審査体制＞

- 事前打合会（大会前に2度開催）
- 審査員の担当表
- 審査員ハンドブック（問題の概要・事実関係・ポイント、進行方法、規則の要点、審査の際のポイント等を記載）
- 当日の審査員打合せ
- 審査票作成前の協議

5. 審査結果

順位	大学	仲裁	交渉	総合
優勝	東京大学	159.17	149.83	309
第2位	名古屋大学	158.5	149	307.5
第3位	九州大学	151.67	154	305.67
第4位	中央大学	155.25	148.5	303.75
第5位	上智大学	148.7	153.7	302.4
全チーム平均点		146.64	147.22	293.85

仲裁・交渉とも75点×3名＝225点が満点

➤第6位以下の総合点の状況は以下のとおり。

6位:301点、7位:297.33点、8位:295.17点、9位:291.5点、
10位:290.5点、11位:289.63点、12位:288.5点、13位:285.5点、
14位:278.33点、15位:278.25点、16位:276.3点

6. アンケート結果

「本コンペティションに参加してよかったですか？」

- ▶ 1. とてもよかった 135名(81%)
- ▶ 2. よかった 27名(16%)
- ▶ 3. まあまあ 5名(3%)
- ▶ 4. あまりよくなかった 0名(0%)
- ▶ 5. 参加しないほうがよかった 0名(0%)

- 確かに準備は大変だったけれど、その厳しい状況を経て、他の大学の人達と頭をフルに使って真剣勝負ができて楽しかったから。同時に入賞できなかった時に本当に悔しくてしょうがなくなるぐらい、真剣に打ちこめたものだったから。
- 昨年も奥が深いと思いましたが、今年も参加して、更に奥が深いと感じました。失敗をした場面も多々ありましたが、これを反省して、経験を活かし、これからもがんばりたいと思いました。

6. アンケート結果

- 後輩を指導しうまく動かすこと、企業取引における相手の利益をきくことの重要性、人にわかりやすく人の意図を伝えること、交渉や仲裁の場面でリーダーシップをとる、多くの人を納得させる理由づけを考える、
- これらについて、実践に行動し、失敗することで、今後の人生に役立つ重要な経験が得られたと思うから。
- 大学同士の交流や企業等の実務家の方々の現実の考えを聞くことができた。
- たくさんの大学が集まって、交流を深めつつも本格的な議論によって「学び」という意味でも非常に大きな経験となったから。
- 『本気』で法律を扱う場は今までなかったのが新鮮でした。他大学とこんなにも『本気』で取り組んで、ぶつかり合う機会はそう多くはありません。審査員の方々の『本気』さも、モチベーションに拍車がかかります。『本気』な大会は素敵です。
- 大学生になってからコンペほどチームワークが求められ、かつ十分な準備が必要とされるイベントはなく、そのため非常に充実した日々を過ごせたから。

6. アンケート結果

▶ 問題

- 難しかった。
- 難しかったが、考えがいがあり、楽しかった。
- 量が多かった(特に交渉)。
- 改訂が多かった。
- 実社会との関係。

▶ 規則

- ホワイト・ボードやプロジェクタの使い方
- 時間を長くして欲しい

▶ 審査

- 審査員によって進行方法や判断基準が違うので統一してほしい。
- 実務的な観点からのフィードバックと評価の関係

▶ その他

- ラウンドBの開始時間
- ポスターの負担が大きい
- 優勝校やプロの仲裁・交渉が見たい
- HPの改善

7. 審査に関して

▶ 審査員ハンドブックより

(ラウンドA)

- ◆ 終了時間を大きく超えることのないようにしてください。
→時間の延長を認めた部屋と認めなかった部屋があるということで不満の要因となりがちです。
- ◆ 結論を出すことが目的ではありませんので、各争点について語るべき点が一段落ついたら、次の論点に移ってください。一つの争点に時間を使いすぎないようにご注意ください。
- ◆ 一方当事者に不利にならないためにも、また、学生が準備してきたことをできるだけ活かせるためにも、設定された論点が十分に議論されるようにしてください。

7. 審査に関して

(ラウンドA)

- ◆ 学生の準備してきたことをうまく引き出すようにお願いします。交渉とは異なり、仲裁人を説得することが大切、と指導しているのが一般的です。手続の公平性に疑問がある場合には、異議を述べることができるとされています。

→規則7(14)

仲裁廷の仲裁の進行の仕方は必ずしも統一されていない。過去の例では、仲裁人とのやり取りを重視するもののほか、当事者間の対話を重視するもの、各当事者に相当の時間を与えて自己の見解を主張させ個々の論点ごとの質疑応答等を行わないもの、などがあつたので留意すること。ただし、いずれの場合も、仲裁廷は双方の当事者を公平に扱う義務を負っており、手続の進行によっていずれかの当事者が有利になるようなかたちでの手続の進行を行うことは許されていない。手続の公平性に疑問がある場合には、当事者は仲裁廷に対して異議を述べることができ、異議に対する仲裁廷の対応に不服がある場合には運営委員会に異議を述べることができる。但し、ラウンド終了後は異議を述べることはできない。

7. 審査に関して

(ラウンドA)

- ◆ 厳格な要件事実といった考え方は採用されていませんが、規則では以下のように記載されています。

規則7(15)

一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。

- ◆ 仲裁人は仲裁判断を作成しません。従って、進行に際しても、結論を出すことに拘らず、むしろ、説得的な議論が行われているかどうかの判断を行うようにご留意ください。勿論、審査に際しても、仲裁事案としての勝ち負けに拘らず(問題自身が公平に出来ている保証はありません)、各々の立場でベストな弁論等を行っているかどうかを重視してください。結論の有利不利は審査の対象ではありません。

7. 審査に関して

(審査に関する全般的な留意点)

- ◆ 課題事例の内容の点で、ブルー社とレッド社の間で有利不利が生じる場合があります(もちろん、そのようなことが起きないように注意して課題事例を作成しておりますが、事例の本質上、若干の有利不利の発生はやむを得ないものです)。また、二つの大学チーム間の対戦を数時間で行うというコンペティションの構造的制約のゆえに、課題事例の内容には、現実の世界では起こりにくい設定や不自然な設定がなされている場合があります。
- ◆ 課題事例の上記のような内在的な有利不利や現実世界妥当性の問題が、審査において有利不利を発生させないようにご配慮をお願いします。すなわち、結論の勝ち負け自体ではなく、与えられた状況において、期待されるレベルのパフォーマンスを参加者が行ったか否かを基準に審査をして下さい。
- ◆ 語学力:発音、流暢さは審査の対象ではありません。
- ◆ 大学名や過去の成績に左右されることなく公正な採点に努めてください。

7. 審査に関して

- ▶ 審査システム、審査項目についての個別的な留意点については、審査員ハンドブックに記載されているのと同内容のものを、HP上で参加者にも開示。
→よく読んだうえで参加することが望ましい。

例えば、

- 4 [建設的提案]交渉の目標・戦略に照らして、合理的な提案を柔軟かつ建設的に行なっていたか。
⇒ 問題解決へ向けてのクリエイティブで建設的な提案をしていたかを評価します。
- 7 [意思疎通]相手方の考え・利害を理解するための、効果的なコミュニケーションが出来ていたか。
⇒ よく相手に耳を傾け、相互理解を深めることができていたかを評価します。
- 8 [筋を通す]安易に妥協したり、過度に強引になったりすることなく、交渉目標を追求したか。
⇒ 原則立脚型の交渉を実践できたかを評価します。

7. 審査に関して

▶ 講評

- 良かった点, 改善すべき点などを, 今後につながるような形でコメントしてください.
- 限られた情報しか与えられていない課題事例の世界と, 実務・現実世界との違いにもご留意ください.
- 参加者は講評内容に過敏に反応する場合がありますので, 講評における教育的指導内容やその印象と審査の採点結果とは必ずしも対応するものではない点を一言付言していただけると参加者の誤解を解くことにつながると思います.